事　務　連　絡
令和８年１０月１４日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「外来機能報告等に関するガイドラインの改正について」の正誤表の送付について

令和８年９月 30 日付け医政地発 0930 第２号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「外来機能報告等に関するガイドラインの改正について」につきまして、一部に誤植等がありましたので別紙のとおり正誤表を送付いたします。

（別紙）

○「外来機能報告等に関するガイドラインの改正について」（令和８年９月 30 日付け医政地発 0930 第２号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の正誤表

正	誤
２．　外来機能報告 **２－１　対象医療機関** ○　外来機能報告の実施主体は、医療機関機能等報告対象病院等（病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものをいう。以下同じ。）であって外来医療を提供するものの管理者である。	**２．　外来機能報告** **２－１　対象医療機関** ○　外来機能報告の実施主体は、医療機関機能等報告対象病院等（病院であって感染症病床及び結核病床以外の病床を有するもの又は診療所であって療養病床若しくは一般病床を有するものをいう。以下同じ。）であって外来医療を提供するものの管理者である。